

本監第 79号

令和6年3月1日

本 巢 市 長 藤 原 勉 様

本巢市議会議長 大西 徳三郎 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 臼 井 悦 子

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和5年度

定期監査報告書

令和6年3月1日

本巢市監査委員

目 次

定期監査結果報告	1
総務部(税務課)	3
企画部(企画財政課)	6
議会事務局(総務課)	9
健康福祉部(福祉敬愛課)	12
林政部(林政課)	15
産業建設部(建設課)	17
上下水道部(上下水道課)	20
教育委員会(社会教育課)	23

定期監査報告書

1 監査の目的

令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じ過年度分も対象）について、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、公平・公正かつ適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として次のとおり監査を実施した。

2 監査期日及び監査対象課

監査期日	監査対象部署
令和6年2月1日(木)	①総務部 税務課 ②企画部 企画財政課 ③議会事務局 総務課 ④市民環境部 市民課 ⑤健康福祉部 健康増進課
令和6年2月2日(金)	①林政部 林政課 ②産業建設部 建設課 ③上下水道部 上下水道課 ④教育委員会 社会教育課

3 監査の対象

令和4年度及び令和5年度の令和5年12月28日までに執行した事務事業のうち、次の項目を主眼として定期監査を実施した。

監査対象部署	主眼項目
総務部 税務課	(1) R5 随意契約について (2) 税の徴収状況について
企画部 企画財政課	(1) R5 委託料について (2) ふるさと納税促進事業について (令和4年度・令和5年度) (3) 女性活躍促進事業について (令和4年度・令和5年度)
議会事務局 総務課	(1) 政務活動費について (令和4年度・令和5年度)
市民環境部 市民課	(1) 国民健康保険事業の運営状況について (2) 改製原戸籍附票電子化事業について (令和5年度)
健康福祉部 健康増進課	(1) 出産・子育て応援事業について (令和5年度) (2) 妊婦健康診査支援事業について (令和4年度・令和5年度) (3) 带状疱疹予防接種費助成事業について (令和5年度)
林政部 林政課	(1) R5 随意契約について (2) 東外山ふれあい広場原状回復事業について (令和5年度) (3) 林道橋りょう点検事業について (令和5年度)
産業建設部 建設課	(1) 市道糸貫4168号線整備事業について (令和4年度・令和5年度) (2) 市道真正2272号線整備事業について (令和5年度) (3) 緊急浚渫推進事業について (令和5年度)
上下水道部 上下水道課	(1) 分担金及び使用料の徴収状況について (特別会計及び公営企業会計)
教育委員会 社会教育課	(1) 数学のまちづくり事業について (令和4年度・令和5年度) (2) 青少年国内派遣事業(沖縄派遣)について (令和4年度・令和5年度) (3) ウォーキング・ランニングのまちづくり事業について (令和4年度・令和5年度)

4 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、あらかじめ各監査対象部署に指定した監査資料及び関係書類の提出を求め、監査委員が担当部課長又は担当職員より説明を受けたのち、事情聴取を行った。

5 監査の事項

監査では、証憑突合そのほか通常実施すべき項目に加え、「2 監査の対象の主眼項目」として記載された事業等について着眼点を設定し、その着眼点を中心に聞き取り調査等により監査を行った。

6 監査の結果

監査を実施した対象部署の監査結果は、次に示すとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は、令和5年12月28日現在のものである。

総務部（税務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、総務部税務課の随意契約及び税の徴収状況を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和5年度の税務課における委託業務は「地方税クレジット収納業務」「家屋評価システム保守業務」のほか17件であり、そのうち入札によるものが1件、残り18件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが3件、同条同項第2号によるものが15件である。

業務内容は、固定資産（土地）評価業務、各システムの保守・改修業務のほか、各種調査業務などである。

(2) 印刷製本業務

令和5年度の税務課における印刷製本業務は「住民税特別徴収に関するつづり印刷業務」「軽自動車税納税通知書印刷業務」のほか5件であり、いずれも見積書の徴取による随意契約である。また、その理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件、同条同項第2号によるものが6件である。

業務内容は、各種納税通知書等の印刷業務が主なものである。

2. 税の徴収状況について

令和4年度及び令和5年度における税の徴収状況は次のとおりである。

税目	年度	12月末時点（4月～12月）の収納状況				年度末収納率（%）	
		現年度分		滞納繰越分		現年度分	滞納繰越分
		収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）		
市民税	R5	1,149,936,567	71.0	9,796,931	25.6		
	R4	1,133,021,302	70.8	9,462,182	26.1	99.0	30.0
法人市民税	R5	226,917,600	103.4	355,200	26.0		
	R4	220,086,300	103.2	469,200	47.7	99.7	47.7
固定資産税	R5	2,569,060,777	81.3	10,800,329	20.8		
	R4	2,127,555,130	70.6	9,222,332	18.6	99.4	20.7
固定資産税 （交付金等）	R5	1,220,700	100.00	0	—		
	R4	1,229,900	100.00	0	—	100.0	—
軽自動車税 （種別割）	R5	117,044,658	99.1	692,703	29.2		
	R4	113,159,200	99.0	834,200	30.7	99.3	33.5
軽自動車税 （環境性能割）	R5	5,402,400	100.00	0	—		
	R4	6,812,900	100.00	0	—	100.0	—
たばこ税	R5	174,931,861	89.2	0	—		
	R4	170,770,061	89.1	0	—	100.0	—

入湯税	R5	19,362,300	100.0	0	—		
	R4	21,034,300	100.0	0	—	100.0	—
合計	R5	4,263,876,863	79.9	21,645,163	23.1		
	R4	3,793,669,093	73.5	19,987,914	22.4	99.4	25.2

令和5年12月末現在の年度別滞納状況は次のとおりである。

単位：円

年 度		市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税
平成22年度	調定額	114,780	0	0	0
	徴収額	60,360	0	0	0
	未収金額	54,420	0	0	0
平成23年度	調定額	87,000	0	0	0
	徴収額	0	0	0	0
	未収金額	87,000	0	0	0
平成24年度	調定額	126,900	0	0	0
	徴収額	6,000	0	0	0
	未収金額	120,900	0	0	0
平成25年度	調定額	89,340	0	279,230	0
	徴収額	7,200	0	49,600	0
	未収金額	82,140	0	229,630	0
平成26年度	調定額	1,295,100	0	961,323	0
	徴収額	58,680	0	51,363	0
	未収金額	1,263,420	0	909,960	0
平成27年度	調定額	962,041	0	1,337,388	0
	徴収額	124,980	0	60,119	0
	未収金額	837,061	0	1,277,269	0
平成28年度	調定額	732,259	0	1,936,059	20,900
	徴収額	57,840	0	586,542	8,000
	未収金額	674,419	0	1,349,517	12,900
平成29年度	調定額	890,074	10,000	2,108,639	33,500
	徴収額	114,226	0	317,700	15,500
	未収金額	775,849	10,000	1,790,939	18,000
平成30年度	調定額	1,907,436	50,000	4,930,400	310,061
	徴収額	265,779	0	640,536	55,561
	未収金額	1,641,657	50,000	4,289,864	254,500
令和元年度	調定額	2,849,429	50,000	7,670,413	445,742
	徴収額	466,651	0	757,111	70,042
	未収金額	2,382,778	50,000	6,913,302	375,700
令和2年度	調定額	6,095,171	100,000	7,467,227	327,004
	徴収額	1,080,635	0	1,135,938	72,804
	未収金額	5,014,535	100,000	6,331,289	254,200
令和3年度	調定額	7,507,404	305,100	8,698,299	404,200
	徴収額	1,968,384	60,000	1,384,281	119,600
	未収金額	5,539,020	245,100	7,314,018	284,600

令和4年度	調定額	15,451,224	850,200	16,511,780	827,600
	徴収額	5,586,961	295,200	5,817,139	351,196
	未収入額	9,864,263	555,000	10,694,641	476,404
合計	調定額	38,108,158	1,365,300	51,900,758	2,369,007
	徴収額	9,797,695	355,200	10,800,329	692,703
	未収入額	28,310,463	1,010,100	41,100,429	1,676,304

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、税の徴収状況については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であり、その必要性が認められる場合に限って適用できるものである。今後も引き続き随意契約を選択することとした場合は、契約における公平性、経済性、適法性を確認のうえ、根拠規定、随意契約理由を明確にし、適正な事務の執行に努められたい。

また、税の徴収状況について、収納率を前年度同時期（12月末現在）と比較すると、現年度分、滞納繰越分ともに上昇している。これは、現年度分に関しては固定資産税の第3期の口座振替分が前年度は1月に反映されたものが今年度は12月に反映されたこと、また滞納者への早めの催告、納付方法の多様化・拡充に努めたことが要因である。滞納繰越分に関しては積極的に滞納者の財産調査を行い催告に応じない場合は預金・給与・不動産の差押を行ったことが要因である。

今後は令和5年4月1日施行の債権管理条例に基づき関係所管課と連携を取りながら、自主財源確保のため、現年課税分の徴収強化を継続するとともに、翌年度の滞納繰越の予防に努められたい。

企画部（企画財政課）

【監査結果】

今回の定期監査は、企画部企画財政課の委託料、ふるさと納税促進事業及び女性活躍促進事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 委託料について

令和5年度の企画財政課における委託業務は「ふるさと納税もとす応援寄附金受入委託業務」のほか20件が見積書徴取による随意契約である。その理由別は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが3件、同条同項第2号によるものが16件、同条同項第6号によるものが2件である。また「本巣市統合型WebGIS（庁内型及び公開型）等導入業務」ほか4件が指名競争入札である。

業務内容は、ふるさと納税やデジタル田園都市国家構想交付金活用事業に関する業務、各システム・機器の保守業務などが主なものである。

2. ふるさと納税促進事業について（令和4年度・令和5年度）

ふるさと納税促進事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

ふるさと納税制度を活用した、市財源の確保及び市の魅力や地元特産品・市内企業のPR、販売促進（地域経済の活性化）を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

- ふるさと納税制度に基づき市に寄附をいただいた寄附者に対し、地元特産品を返礼品（寄附金額の3割以内、令和5年10月より経費を含め5割以内）として送付。
- 令和5年度より既存のふるさと納税募集サイトに加え、新たな募集サイト「ANA・JAL・ふるラボ」を追加。
- 事業者を20事業者追加し、返礼品数も2倍以上に増加した。

	R4年度	R5年度(12月末)
寄附金額	696,743千円	730,613千円
寄附件数	34,698件	43,328件
返礼品数	約360品	約800品
寄附募集サイト	6サイト	9サイト
事業者数	55事業者	75事業者

- 企業版ふるさと納税は令和4年度が100千円（1企業）、令和5年度が11,000千円（2企業）であった。

(3) 事業実施による効果等

市財源の確保に加え、地元の特産品を返礼品として扱うことで市や市内企業のPRに繋がる。

3. 女性活躍促進事業について（令和5年度）

女性活躍推進事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

出産・子育てを機に一度は会社を退職したものの、仕事を通じて社会とのつながりを持ちたいと考えて再就職を望む女性が多くいる中、また人口減少及び少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性の労働力への期待が高まっており、女性の活躍が求められているため、女性の再就職を見据えた講座を開催し女性の再就職を支援することを目的とする。

(2) 事業の内容

- ・再就職を目的とした女性の活躍サポート講座を全10回実施。
 - ファーストステップ講座（バランスボール）全6回
バランスボールを使った、仕事に必要な体づくりやストレス解消方法を学ぶ。
 - セカンドステップ講座（座学）全4回
参加者同士の交流会や人生ビジョンマップの作成、地元企業との交流会を通じて再就職に向けた「はじめの一步」の支援。
- ・講座を周知するため、市HPの掲載、もとメールの配信、チラシを作成し配布等行った。

(3) 事業実施による効果等

講座を受講することにより仕事に必要な体力づくりやストレス解消法を学び、また参加者同士の交流や地元企業との交流により、再就職を望む女性の支援になることが期待できるほか、労働力人口の増加も期待できる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である委託料、ふるさと納税促進事業及び女性活躍促進事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

ふるさと納税促進事業における寄附者に対する返礼品について、制度改正により令和5年10月より経費を含め寄附額の5割以下としなければならなくなったことにより、今後寄附者や寄附金額が減少することも考えられるが、新たな寄附募集サイトの増加、返礼品取扱い事業者や返礼品数の増加など積極的な寄附者の獲得の努力がみられる。今後も魅力ある返礼品の発掘、開発などで寄附者、寄附金額の増加を期待するものである。

議会事務局（総務課）

【監査結果】

今回の定期監査は、議会事務局総務課の政務活動費を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 政務活動費について（令和4年度・令和5年度）

政務活動費の概要については、次のとおりである。

(1) 政務活動費の交付状況及び使途状況等

政務活動費は、市議会議員の調査研究、その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、月額2万円を4ヶ月毎に分けて交付されるものである。

その使途は研究・研修費、調査旅費、資料作成又は購入費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、人件費、事務所費及びその他の経費とされ、その基準は条例及び政務活動費に関する申し合わせにより定められていた。

令和4年度の使途状況は次のとおりである。

政務活動費使途状況（R4年度）

使途区分	令和4年度		備考
	金額(円)	割合(%)	
研究・研修費	555,140	24.9	
調査旅費	900,715	40.4	
資料作成費	750	0.0	
資料購入費	159,528	7.2	
広報費	0	0.0	
要請・陳情活動費	22,220	1.0	
その他の経費 (燃料・電話料金等)	590,883	26.5	
計	2,229,236	100.0	

令和4年度の政務活動費は、1会派（2人）と議員個人（12人）に対し、総額で3,260,000円を交付、そのうち2,229,236円が使用されている。

また、令和5年度については、1会派（3人）と議員個人（12人）に対し、総額で3,600,000円を交付している。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である政務活動費については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

今後においても、特に政務活動費に係る収支報告書並びに調査研究活動の実績報告書等については、使途とその透明性の確保に十分配慮するとともに、領収書等証拠書類等に不鮮明なものがないよう引き続き趣旨の徹底に努められたい。

市民環境部（市民課）

【監査結果】

今回の定期監査は、市民環境部市民課の国民健康保険事業の運営状況及び改製原戸籍附票電子化事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 国民健康保険事業の運営状況について

国民健康保険事業の運営状況の概要については、次のとおりである。

(1) 国保被保険者数と国保世帯数の推移

国民健康保険における被保険者数について、平成30年度からの推移を見ると社会保険や後期高齢者医療への加入者の増加等の要因により1,300人余りの減少となり、人口減少率(△3.40%)を上回る減少率(△17.87%)となっている。

一方、被保険者に占める65歳以上の割合は、年々増加しており、令和5年10月末現在では50.35%となり、1.74%増加している。

[単位：人・世帯]

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本巢市人口	34,276	34,032	33,580	33,183	33,087	33,109
被保険者数	7,743	7,395	7,141	7,004	6,758	6,359
本巢市世帯数	12,551	12,706	12,687	12,662	12,900	12,796
国保世帯数	4,516	4,395	4,305	4,314	4,244	4,057

※本巢市人口・世帯数は各年度末の値（令和5年度は12月末現在）

被保険者数・国保世帯数は各年度の平均値（令和5年度は年度平均に近い10月末現在）

(2) 国民健康保険財政の概要

国民健康保険特別会計（事業勘定）は平成30年度から県単位化により財政運営の仕組みが大きく変わっている。歳入総額は歳出の療養給付費分を県支出金として全額、県から市に支払うこととなり、歳出総額は国保事業費納付金として医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を市から県へ納付することとなった。

また、歳入総額から歳出総額を差し引く形式収支は毎年度黒字となっているが、単年度収支を見ると、平成30年度、令和元年度は赤字、令和2年度、令和3年度は黒字であったものが令和4年度には国保事業費納付金の増加、国保税調定額の減少により再び赤字となっている。

[単位：千円]

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入総額	3,884,150	3,686,522	3,555,153	3,606,518	3,608,001
歳出総額	3,745,316	3,580,697	3,437,335	3,444,202	3,503,893
形式収支	138,834	105,825	117,818	162,316	104,108
単年度収支	△10,802	△17,796	22,406	76,179	△56,515
基金残高	604,044	619,257	629,670	661,351	663,044

(3) 一人当たりの保険税調定額と保険給付費・事業費納付金

被保険者一人当たりの保険税調定額（課税額）と保険給付費・国保事業費納付金を見ると、令和元年度から毎年一人当たり調定額は増加しており、令和5年12月末時点では99,627円

となり前年度と比較して2,960円増加している。

一人当たり保険給付費は、高齢者の増加や医療の高度化などにより平成28年度から毎年増加しており、令和4年度は361,620円となり前年度と比較して13,314円増加している。

また、一人当たり納付金は、平成30年度から市が県に国保事業費納付金として納付するため、令和5年度は148,251円となり前年度と比較して10,337円増加している。

[単位：円]

年 度	一人当たりの調定額（課税額）				一人当たりの 保険給付費	一人当たりの 国保納付金
	医療分	支援金分	介護分	全体		
平成30年度	65,461	21,121	24,620	93,642	314,424	124,895
令和元年度	65,765	21,143	24,913	94,000	334,448	129,065
令和2年度	67,156	21,531	25,627	95,853	335,737	125,046
令和3年度	68,291	21,895	26,029	97,425	348,306	120,469
令和4年度	67,756	21,746	25,524	96,664	361,620	137,914
令和5年度	69,572	22,461	26,474	99,624	—	148,251

(4) 国民健康保険税率の推移

国民健康保険税の税率の推移は次のとおりであり、平成22年度以降は改正がされていない。

年 度	医療給付費分			後期高齢者支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	%	円	円	%	円	円	%	円	円
平成22～ 令和5年度	6.20	25,100	25,600	2.00	8,500	7,500	1.70	14,200	—

(5) 国民健康保険税の収納状況

平成30年度以降の国民健康保険税の収納状況は次のとおりである。

[単位：千円]

年 度	現 年 分			滞納繰越分			備考
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
平成30年度	725,073	709,701	97.88%	216,305	36,000	16.64%	
令和元年度	695,126	673,992	96.96%	84,236	24,697	29.32%	
令和2年度	684,490	668,122	97.61%	65,894	24,455	37.11%	
令和3年度	682,585	667,025	97.72%	50,347	16,919	33.60%	
令和4年度	653,257	631,118	96.61%	41,047	12,861	31.33%	
令和5年度	624,740	420,447	67.30%	50,090	11,378	22.71%	12月末現在

2. 平成改製原戸籍附票イメージ化事業について

平成改製原戸籍附票イメージ化事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

デジタル手続法が令和元年5月31日に公布されたことにより、住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間が5年であったものが150年に延長された。本市では平成改製原戸籍の附票を紙で保存しており、この附票も150年保存の対象となるため長期かつ確実な保存に向けて電子化することを目的とする。

(2) 事業の内容

旧4町村の紙の改製原戸籍附票をすべてスキャニングし、紐付けすることによりイメージ化

したものを戸籍システム端末から発行できるようにする。

(参考)

本市戸籍数：約 15,000 戸籍

(3) 事業実施による効果等

改製原戸籍の附票は主に、土地所有者の探索、休眠預金の活用時や車の廃車や譲渡時に同一人物であるという証明のため、当時から現在までの住所につながる「過去の居住関係」の公証に使用できるものであるが、この事業により4庁舎間で証明用ファクシミリでやりとりしていたものが戸籍システム端末で発行できるようになるため、証明発行がスムーズに行えるようになる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の国民健康保険事業の運営状況及び改製原戸籍附票電子化事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

本市における国民健康保険事業については、人口減少に加え社会保険や後期高齢者医療への加入者の増加等の要因により被保険者総数は減少している一方で、急激に進む高齢化により被保険者に占める65歳以上の割合は年々増加している。また、歳入総額から歳出総額を差し引く形式収支は毎年黒字となっており、単年度収支も令和2年度、令和3年度は黒字となっているが令和4年度は赤字に転じている。今後も、引き続き適正な事業運営に努められたい。

平成改製原戸籍附票イメージ化事業については、住民基本台帳法の一部改正により150年の保存を要することとなったが、電子化することにより安全で確実な保存を望むものである。また、戸籍システム端末から直接発行できるようになることから、市民の行政手続がスムーズかつ堅実に行えること期待するものである。

健康福祉部（健康増進課）

【監査結果】

今回の定期監査は、健康福祉部健康増進課の出産・子育て応援事業、妊婦健康診査支援事業及び帯状疱疹予防接種費助成事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 出産・子育て応援事業について

出産・子育て応援事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

近年核家族化が進んでおり、さらに地域の繋がりが少なくなっているなかで妊産婦や子育て世帯が孤立感や不安感を抱くことがないよう、妊娠期から出産・子育てまでの期間を伴走型相談支援と出産・子育て応援交付金の2つの事業を一体的に実施することで、安心して出産・子育てができることを目的とする。

(2) 事業の内容

・伴走型相談支援事業

妊娠届出時・妊娠8か月頃・出産届出時から乳児家庭全戸訪問の間の時期に妊婦・産婦本人に面談すること。面談実施者は助産師・保健師その他専門職員。

・出産・子育て応援交付金

【令和5年9月まで】

①出産応援ギフト：妊娠届出時の面談後、妊婦一人当たり5万円（現金）

②子育て応援ギフト：出生届出時から乳児家庭全戸訪問の間の面談後、子ども一人当たり5万円（現金）

【令和5年10月から】

①②とも、現金ではなく電子クーポンに変更。県が取りまとめる「出産・子育て応援ギフト ギフっこギフト」をWEBで利用。出産・育児関連用品や育児支援サービスも利用できる。

申請件数及び支給金額（令和5年4月から令和5年12月）

支給内容	出産応援ギフト		子育て応援ギフト	
	件数	金額	件数	金額
現金給付	91件	4,550,000円	96件	4,800,000円
電子クーポン給付	21件	1,050,000円	26件	1,300,000円
合計	112件	5,600,000円	122件	6,100,000円

(3) 事業実施による効果等

妊娠の届出時から子どもが2歳になるまで面談や相談を行うことで切れ目ない支援ができる。また交付金を電子クーポンに変更しWEBサイトを利用することで出産・育児関連用品や育児支援サービスの内容を見ることにより、出産や育児にはどのようなものを購入したら良いのか、どのような育児支援サービスがあるのか見通しを持つことにより、安心して出産・子育てができる環境につながる。

2. 妊婦健康診査支援事業について

妊婦健康診査支援事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう、国が定めた標準的な検査項目をふまえた妊婦健康診査受診券を交付することで経済的負担軽減を目的とする。

(2) 事業の内容

・妊婦健康診査受診券の発行

①単胎妊婦 14 枚/人 補助金額 130,260 円/人

②多胎妊婦 19 枚/人 補助金額 159,560 円/人

※令和5年度より多胎妊婦に妊婦健康診査受診券の基本健康診査分5回分を追加で交付

【妊婦健康診査の受診券交付枚数】

検 診 内 容	交付枚数 (枚/人)	
	単胎妊婦	多胎妊婦
①基本健康診査・初回血液検査・子宮頸がん検診	1	1
②基本健康診査	5	10
③基本健康診査・超音波検査	4	4
④基本健康診査・血算 (貧血検査)	1	1
⑤基本健康診査・血算 (貧血検査)・血糖検査	1	1
⑥基本健康診査・クラミジア抗原検査	1	1
⑦基本健康診査・B群溶血性連鎖球菌 (GBS) 検査	1	1
合 計	14	19

(3) 事業実施による効果等

妊婦健康診査の経済的負担を軽減することで適切な受診行動につなげることができる。また妊婦健康診査受診結果から妊婦及び胎児の健康状態を把握して、健康支援を行うことができる。

3. 帯状疱疹予防接種費助成事業について

帯状疱疹予防接種費助成事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

帯状疱疹は50代から患者数が増えるため、満50歳以上で接種を希望するものに助成することで、帯状疱疹に罹患した際に重症化の予防を目的とする。

(2) 事業の内容

・接種回数・助成金額

①水痘生ワクチン：1回接種 助成金額4,000円/人

②帯状疱疹不活化ワクチン：2回接種 助成金額10,000円/人×2回

・助成方法

接種後、接種者が医療機関窓口にて助成金額を控除した金額を支払う

・実績 (令和5年4月から12月)

①水痘生ワクチン：13件 52,000円

②帯状疱疹不活化ワクチン：324件 3,240,000円

(3) 事業実施による効果等

帯状疱疹予防接種は任意予防接種であるため助成をすることで接種率の向上が図られ、帯状疱疹の発症率を抑え、罹患した際に重症化を防ぐことが期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である出産・子育て応援事業、妊婦健康診査支援事業及び帯状疱疹予防接種費助成事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

出産・子育て応援事業については、妊娠期から出産・子育てまでの期間を伴走型相談支援と出産・子育て応援交付金の2つの事業を一体的に実施することで、安心して出産・子育てができる環境を整え、出生率減少に歯止めをかけることにつながることを期待するものである。

次に、妊婦健康審査支援事業については、妊婦健康診査券を単胎妊婦に14枚、多胎妊婦に17枚交付しているところである。これにより経済的負担軽減につながり、子育て応援事業同様に出生率減少に歯止めをかけることにつながることを期待するものである。

次に、帯状疱疹予防接種費助成事業については、帯状疱疹予防接種をすることで帯状疱疹に罹患した際に重症化を防ぐために、満50歳以上で接種を希望する者に助成をするものである。しかしながら任意予防接種であり接種率が低いため、今後は工夫した情報提供を図り接種率向上に努められたい。

林政部（林政課）

【監査結果】

今回の定期監査は、林政部林政課の随意契約、東外山ふれあい広場原状回復事業及び林道橋りよう点検事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 随意契約について

(1) 委託業務

令和5年度の林政課における委託業務は「林道崩土除去業務」「林地台帳管理システム保守点検業務」のほか12件であり、そのうち入札によるものが6件、残り8件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが2件、同条同項第2号によるものが6件である。

業務内容は、林道維持管理事業、森林環境譲与税事業及び市有林利用伐採に関する委託業務が主なものである。

(2) 工事請負

令和5年度の林政課における工事請負のうち、「東外山ふれあい広場原状回復工事」及び「本巣地域林道除草工事」のほかの4件であり、そのうち入札によるものが5件、残り1件が見積書の徴取による随意契約である。また、随意契約の理由別の内訳は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものが1件である。

業務内容は、林道維持管理事業に関する本巣地域林道除草工事である。

2. 東外山ふれあい広場原状回復事業について（令和5年度）

東外山ふれあい広場原状回復事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

東外山ふれあい広場の施設の一部（グラウンド）を廃止することに伴い、賃貸借契約書第11条の原状回復のため、必要な工事を実施するものである。

(2) 事業の内容

○工事請負

工事名	契約方法	工事概要
東外山ふれあい広場原状回復工事	指名競争入札 (7者)	構造物撤去処分 N=1.0式 植栽（小苗植栽）1,500本（中苗植栽）96本 獣害防護柵設置 352m 進入路仮設 N=1.0式

(3) 事業実施による効果等

グラウンド部分の施設の廃止により、令和6年度から東外山ふれあい広場の賃借料が減額となる。また、グラウンド部分は契約に基づき原状回復することにより、森林環境活動に利用され、残存する農林産物販施設は、引き続き自治会や地元団体により利用されることとなる。

3. 林道橋りょう点検事業について（令和5年度）

林道橋りょう点検事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

市内の林道橋82橋のうち、5橋が低濃度PCBを含む塗装の可能性があるため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、PCB等の含有調査を実施するものである。

(2) 事業の内容

○委託業務

業務名	契約方法	業務概要
林道橋梁PCB調査業務	指名競争入札 (6者)	橋梁PCB調査業務 N=5橋 (西ノ谷線) ニココ橋 L=25.0 m (折越線) 越田土橋 L=25.0 m (河内谷線) 河内谷1号橋 L=17.5 m 河内谷2号橋 L=16.5 m (悪田谷線) 悪田谷3号橋 L=13.4 m

(3) 事業実施による効果等

林道橋におけるポリ塩化ビフェニルの調査や除去、処分をすることにより、市民の健康の保護および生活環境の保全を図ることができる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である随意契約、東外山ふれあい広場原状回復事業及び林道橋りょう点検事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

森林は、水資源のかん養、国土の保全、快適な環境の形成、地球温暖化の防止など多面的な機能を発揮する役割があり、それに加え、近年は森林浴など人間性回復の場としてのニーズも高まっている。このような情勢の中、貴重な森林資源を守るため適切な管理を推進することは大切であることから、今後も引き続き計画的な森林整備を実施されたい。

産業建設部（建設課）

【監査結果】

今回の定期監査は、産業建設部建設課の市道糸貫 4168 号線整備事業、市道真正 2272 号線整備事業及び緊急浚渫推進事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 市道糸貫 4168 号線整備事業について（令和 4 年度・令和 5 年度）

市道糸貫 4168 号線整備事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本路線は、通学路に指定されているが、道路幅員が狭小であり、通学路として危険であることから、本巢市通学路交通安全プログラムにおいて、改善箇所に位置付けられている。このため、道路拡幅及び歩道設置により、学童の安全安心な通行の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
R4 市道糸貫 4168 号線（春近地内）通学路整備第 1 期工事 [R4 年度]	一般競争入札 (8 者)	施工延長 L=114.0 m 土工 N=1 式 排水構造物工 1 号自由勾配側溝 B300 L=108.0 m 集水柵工 N=2 箇所 交通安全施設工 防護柵工 L=108.0 m 防止柵工 L=208.0 m 舗装工 車道舗装 A=578 m ² 歩道舗装 A=124 m ² 路肩舗装 A=154 m ² 構造物撤去工 N=1 式
R5 市道糸貫 4168 号線（春近地内）通学路整備第 2 期工事 [R5 年度]	一般競争入札 (8 者)	施工延長 L=106.1 m 土工 N=1 式 排水構造物工 2 号自由勾配側溝 B300 L=100 m 3 号自由勾配側溝 B300 L=98 m 集水柵工 N=3 箇所 交通安全施設工 防護柵工 L=99 m 防止柵工 L=102 m 舗装工 車道舗装 A=496 m ² 歩道舗装 A=113 m ² 路肩舗装 A=61 m ² 取付舗装 A=27 m ² 区画線工 N=1 式 構造物撤去工 N=1 式

(3) 事業実施による効果等

道路拡幅及び歩道設置により、歩行者（主に通学児童）の安全が確保され、地域住民の快適で安全安心な生活道路の確保が期待される。

2. 市道真正 2272 号線整備事業について（令和 5 年度）

市道真正 2272 号線整備事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

主要地方道岐阜関ヶ原線の南をほぼ平行に通る西部連絡道へと接続する本路線は、幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な状態となっている。また、一部が通学路となっており、平時から

交通量も多く歩行者の安全確保が困難な状況であるため、道路幅の整備を行うことを目的とする。

(2) 事業の内容

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
R5 市道真正 2272 号線（十四条・西軽海地内）道路改良第 1 期工事	一般競争入札 (5 者)	施工延長 L=50.0 m 土工 N=1 式 安定処理工 A=110 m ² 排水構造物工 自由勾配側溝 B500 L=49.0 m 集水樹工 N=1 箇所

(3) 事業実施による効果等

道路整備に伴い、交通渋滞の緩和や交通事故の減少が見込まれるとともに地域住民の快適で安全安心な生活道路の確保が期待される。

3. 緊急浚渫推進事業について（令和 5 年度）

緊急浚渫推進事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

市内を流れる普通河川において、これまでの出水等による土砂流出・堆積によって流下能力が低下（流下断面を阻害）しており、現状でもその安全度は十分とは言えない状況である。

このため、早期の流下能力（断面）確保に努めるため、河道内の堆積土砂を撤去するなど定期的な維持管理を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

○工事請負

工 事 名	契約方法	工 事 概 要
R5 佐原地内(金原小谷川)土砂浚渫工事	指名競争入札 (7 者)	施行場所：本巢市佐原地内 施行延長 L=660.0 m 土砂浚渫工 V=200.0 m ³
R5 川内地内(明谷川)土砂浚渫工事	一般競争入札 (3 者)	施行場所：本巢市佐原地内 施行延長 L=210.0 m 土砂浚渫工 V=420.0 m ³

(3) 事業実施による効果等

堆積土砂の撤去により、流下断面を継続的に確保することで、地域住民の安全安心な生活環境の確保が期待される。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目の市道糸貫 4168 号線整備事業、市道真正 2272 号線整備事業及び緊急浚渫推進事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

建設課では、既存の道路改良事業のほか、令和 6 年度の東海環状自動車道の開通（山県 IC～大野神戸 IC 間）に向け、国が整備を進めている（仮称）糸貫インターチェンジや（仮称）本巣パーキングエリアへのアクセス道路として、長良糸貫線道路整備事業をはじめとする周辺道路の整備など様々な事業が予定されている中、今後も引き続き地域住民の安全・安心と交通の円滑化を目指し計画的に道路整備を実施されたい。

上下水道部（上下水道課）

【監査結果】

今回の定期監査は、上下水道部上下水道課の分担金及び使用料の徴収状況（特別会計及び公営企業会計）を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 分担金及び使用料の徴収状況について（特別会計及び公営企業会計）

分担金及び使用料の徴収状況の概要については次のとおりである。

(1) 上水道事業

① 加入・接続戸数

単位：戸

種目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
新規加入戸数	65	153	173	125	118	85	90
接続戸数	11,133	11,094	10,942	10,836	10,741	10,654	10,544

② 加入金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	6,688,000	0	0	0	0
収入額	6,171,000	0	0	0	0
未収額	517,000	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	0	0	
収入額	0	0	0	0	
未収額	0	0	0	0	

③ 水道料金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	307,864,499	15,556,547	3,586,606	2,251,731	2,008,625
収入額	301,816,750	11,790,803	876,793	567,353	312,760
未収額	6,047,749	3,765,744	2,709,813	1,684,378	1,695,865
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	1,918,141	1,495,642	16,979,916	43,797,208	
収入額	193,364	116,946	379,450	14,237,469	
未収額	1,724,777	1,378,696	16,600,466	29,559,739	

(2) 農業集落排水事業

① 加入戸・接続戸数

単位：戸

種目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
通算加入戸数	4,936	4,923	4,869	4,846	4,813	4,776	4,750
接続戸数	3,519	3,477	3,417	3,376	3,327	3,252	3,208

② 分担金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	8,860,000	0	0	0	0
収入額	8,460,000	0	0	0	0
未収額	400,000	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	0	0	
収入額	0	0	0	0	
未収額	0	0	0	0	

③ 施設使用料

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	118,427,661	2,221,010	1,292,060	1,242,010	1,022,363
収入額	116,271,221	1,042,275	354,322	326,160	357,369
未収額	2,156,440	1,178,735	937,738	915,850	664,994
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	911,882	327,726	291,736	7,308,787	
収入額	231,536	47,952	40,568	2,400,182	
未収額	680,346	279,774	251,168	4,908,605	

(3) 公共下水道事業

① 加入戸・接続戸数

単位：戸

種目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
通算加入戸数	2,827	2,821	2,811	2,802	2,795	2,789	2,779
接続戸数	2,209	2,200	2,185	2,169	2,156	2,136	2,115

② 分担金

単位：円

種目	現年分	滞納繰越分			
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	2,400,000	0	0	0	0
収入額	2,400,000	0	0	0	0
未収額	0	0	0	0	0
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	0	0	15,415,000	15,415,000	
収入額	0	0	0	0	
未収額	0	0	15,415,000	15,415,000	

③ 施設使用料

単位：円

種目	滞納繰越分				
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
調定額	67,520,827	3,646,225	1,285,185	1,219,735	1,259,055
収入額	66,471,977	2,691,260	163,680	52,360	44,096
未収額	1,048,850	954,965	1,121,505	1,167,375	1,214,959
種目	滞納繰越分				
	平成30年度	平成29年度	平成28年度以前	滞納繰越分合計	
調定額	1,088,916	583,150	4,837,178	13,919,444	
収入額	68,916	6,480	2,512	3,029,304	
未収額	1,020,000	576,670	4,834,666	10,890,140	

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である特別会計及び水道事業会計に係る分担金及び使用料の徴収状況については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかった。

分担金及び使用料等の滞納整理事務について、上下水道課で取り扱う債権の中には公債権のほかに私債権も存在するなど管理上困難な事務処理が予想される。

このような状況の中、上下水道課で行う債権管理については、令和5年4月より本巢市債権管理条例が施行されたことにより、この条例に基づき計画的に不能欠損処分等の事務処理が進みはじめている状況が確認されたものである。

ただし、この不納欠損処分については、市民に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を著しく低下させる恐れもあることから、適切な手続きと徹底した調査に基づいた時効の停止を図ることを前提に、引き続き効率的かつ公平な債権管理業務の遂行に努められたい。

教育委員会（社会教育課）

【監査結果】

今回の定期監査は、教育委員会社会教育課の数学のまちづくり事業、青少年国内派遣事業(沖縄派遣)及びウオーキング・ランニングのまちづくり事業を主眼項目として、関係法令に準拠し、公平、公正に執行されているか、また関連する計画に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて監査した。

監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、監査項目の概要、監査の結果、指摘事項及び所見は次のとおりである。

1. 数学のまちづくり事業について（令和4年度・令和5年度）

数学のまちづくり事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本市出身の世界的数学者「高木貞治博士」を顕彰することをきっかけに進めてきた「数学のまちづくり」について、未来を見据えた「人づくり」を目指し、本巣市の子どもたちが主体的・論理的に考えることを通して、物事を筋道立てて考える論理的思考力を身に付けることにより、子どもたち一人ひとりを未来を切り拓きたくましく生き抜く「生きる主体者」として育てていくことを目的とする。

(2) 事業の内容

[令和4年度]

①数楽校

[検 定 楽 校]各4回実施 小学生47人申込/中学生16人申込

[STEAM 講座]5講座実施 延べ75人参加

[親子知育教室]4回開催 延べ38組親子参加（うち子ども55人）

②数学ワンダーランド

来場者数：延べ2,625人

③算数ウォークラリー

参加人数：123人 ※小学5年生対象

④算数・数学甲子園

受検者数：[一般の部]小学生(5・6年生)91人、中学生105人、自宅受検26人

[ジェニアの部]小学生(3・4年生)72人

⑤数学のまちづくり講演会

講師：秋山仁氏 テーマ「世界を目指せ！算数・数学ワールドツアー」 参加者170人

講師：中島さち子氏 テーマ「数学×音楽×アート×TECH」 参加者150人

⑥高木貞治博士記念室

来場者数：延べ544人

[令和5年度]

①数楽校

[検 定 楽 校]各4回実施 小学生38人申込/中学生8人申込

[STEAM 講座]5講座実施 延べ63人参加

[親子知育教室]4回開催 延べ39組親子参加（うち子ども56人）

②数学ワンダーランド

来場者数：延べ2833人

③算数ウォークラリー

参加人数：82人 ※小学5年生対象

④算数・数学甲子園

受検者数：[一般の部] 小学生(5・6年生) 105人、中学生112人、自宅受検9人
[ジュニアの部]小学生(3・4年生) 96人

⑤数学のまちづくり講演会

講師：秋山仁氏 テーマ「頭を使って 楽しみながら 難問解決！」 参加者300人

講師：中島さち子氏 テーマ「音楽×数学×プログラミング×アート」 参加者231人

⑥数学ワンダーランド教具の購入

体験玩具（ロータリーエンジン説明器、三平方スライド、錐体鏡等）、知育玩具(ユークリッドブロック・マグ・フォーマーディスカバリーBOX71 ピース等)の購入

⑦高木貞治博士記念室

来場者数：延べ566人 (R5.12.28現在)

(3) 事業実施による効果等

高木貞治博士の顕彰が図られるとともに、子どもたちの算数・数学への興味関心が高まることにより、「論理的思考力」「表現する力」「議論する力」が醸成される。

2. 青少年国内派遣事業(沖縄派遣)について (令和4年度・令和5年度)

青少年国内派遣事業(沖縄派遣)の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

本市の青少年が、広島での学びを更に発展させるため、日本で唯一地上戦となった沖縄を訪問し平和学習を行う。また、事前研修会における本巣市の魅力を再発見させるふるさと学習や現地での民泊体験等を通じた文化交流などにより、主体的に市の強みを活かしたまちづくりを考えていくことができるような機会を設けることにより、地域のリーダーとしての育成を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

[令和4年度]

新型コロナウイルス感染症の影響により、沖縄派遣は中止

(計画立案後、現地への下見及び打合せ等を実施)

[令和5年度]

派遣期間：令和5年10月7日(土)～10日(火) ※3泊4日

派遣先：沖縄県内(ひめゆり平和記念資料館、沖縄県平和資料館、糸数壕、
首里城、道の駅かでな、東村民泊(農業体験、座談会等) 他)

派遣人数：団員 12人(引率 3人)

自己負担：経費の2分の1

研修会等 (1)事前研修会 3回(8月24日、9月14日・28日)

(2)事後研修会 2回(10月19日・26日)

(3)市長報告会 1回(11月7日)

(3) 事業実施による効果等

市内の青少年が日本で唯一地上戦となった地を訪問し、その過去を学んだうえで、その地の特色ある取組みの体験や現地の人との交流を通じて現在の思いを知り、また未来を見据えた取組みを知ることによって、郷土本巣の良さを再発見するとともに、ふるさとの強みを生かしたまちづくりを主体的に考えることにより、地域のリーダーとしての人材育成につながる。

3. ウオーキング・ランニングのまちづくり事業について（令和4年度・令和5年度）について ウオーキング・ランニングのまちづくり事業の概要については、次のとおりである。

(1) 事業の目的

多くの市民が手軽に取り組むことができるウオーキング・ランニングイベントを引き続き実施することにより、きっかけ作り及び運動の習慣化を図り、もって市民の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

[令和4年度]

①MOTOSU-FREE10

開催日：令和4年6月18日（土）

場 所：任意の場所(スタート)～モレラ岐阜(ゴール)

コ ー ス：各参加者が選定（10km程度）

参加人数：94人（定員200人）

②もとす遊RUN

開催日：令和4年10月27日（日）

場 所：樽見鉄道樽見駅(スタート)～淡墨公園(ゴール)

コ ー ス：10kmコース／5kmコース／1kmコース

参加人数：315人（定員350人）

③早春淡墨桜浪漫ウォーク

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止

[令和5年度]

①MOTOSU-FREE10

開催日：令和5年6月17日（土）

場 所：任意の場所(スタート)～モレラ岐阜(ゴール)

コ ー ス：各参加者が選定（10km程度）

参加人数：85人（定員200人）

②もとす遊RUN

開催日：令和5年10月29日（日）

場 所：樽見鉄道樽見駅(スタート)～淡墨公園(ゴール)

コ ー ス：10kmコース／5kmコース／1kmコース

参加人数：235人（定員350人）

③根尾谷淡墨桜浪漫ウォーク

開催日：令和6年3月16日（土） ※予定

場 所：モレラ岐阜駅／神海駅／水鳥駅(スタート)～淡墨公園(ゴール)

コ ー ス：30kmコース／15kmコース／3kmコース

(3) 事業実施による効果等

ウオーキング・ランニングや運動に主体的に取り組む市民が増えることにより、健康増進につながる。

【指摘事項及び所見】

対象となった主眼項目である数学のまちづくり事業、青少年国内派遣事業(沖縄派遣)及びウオーキング・ランニングのまちづくり事業については、概ね適正に執行されているが、事務処理の一部に改善等が必要と認められる事項を指摘し、次のとおり所見を付す。

数学のまちづくり事業に関する随意契約事務において、市の随意契約ガイドラインに基づき処理されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当し、それぞれの業務において随意契約としているもののうち、一連の同一業務として関連性のある業務内容と認められるにもかかわらず、その業務をあえて分割してそれぞれ1者単独随意契約とされていたものが数か所見受けられた。

これは、一連の事業として一つの業務契約とした場合、より安価な価格設定が期待されること、また市契約規則第25条の見積書の徴取規定において「なるべく2人以上の者から徴取しなければならない。」とされていることから、今後は、規則等を遵守し、安易に1者随意契約とせず、公平公正に2者以上の見積徴取を行うなど、適正な事務を執行されるよう指摘事項とする。

なお、監査時において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、担当課において留意検討されたい。

定期監査実施対象課及び主眼項目（実績）

日 時		部局名	課 名	主 眼 項 目
第 1 日 目	2/1 (木) 8:57~9:55	総 務 部	税 務 課	R5 随意契約について 税の徴収状況について
	2/1 (木) 10:17~11:31	企 画 部	企画財政課	R5 委託料について ふるさと納税促進事業について (令和4年度・令和5年度) 女性活躍促進事業について (令和5年度)
	2/1 (木) 11:35~12:05	議会事務局	総 務 課	政務活動費について (令和4年度・令和5年度)
	2/1 (木) 13:29~14:29	市民環境部	市 民 課	国民健康保険事業の運営状況について 改製原戸籍附票電子化事業について (令和5年度)
	2/1 (木) 14:46~16:04	健康福祉部	健康増進課	出産・子育て応援事業について (令和5年度) 妊婦健康診査支援事業について (令和4年度・令和5年度) 帯状疱疹予防接種費助成事業について (令和5年度)
第 2 日 目	2/2 (金) 8:54~10:03	林 政 部	林 政 課	R5 随意契約について 東外山ふれあい広場原状回復事業について (令和5年度) 林道橋りょう点検事業について (令和5年度)
	2/2 (金) 10:21~11:26	産業建設部	建 設 課	市道糸貫 4168 号線整備事業について (令和4年度・令和5年度) 市道真正 2272 号線整備事業について (令和5年度) 緊急浚渫推進事業について (令和5年度)
	2/2 (金) 13:01~13:55	上下水道部	上下水道課	分担金及び使用料の徴収状況について (特別会計及び公営企業会計)
	2/2 (金) 14:23~15:27	教育委員会	社会教育課	数学のまちづくり事業について (令和4年度・令和5年度) 青少年国内派遣事業(沖縄派遣)について (令和4年度・令和5年度) オーキング・ランニングのまちづくり事業について (令和4年度・令和5年度)

○実施場所 本巢市役所本庁舎 第1委員会室（3階）

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	1

監査結果報告書	令和6年3月1日監査結果報告（令和6年2月2日実施）
対象監査	令和5年度 定期監査（部局）
対象部署	教育委員会 社会教育課
指摘事項	随意契約事務について
指摘内容	<p>数学のまちづくり事業に関する随意契約事務において、市の随意契約ガイドラインに基づき処理されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当し、それぞれの業務において随意契約としているもののうち、一連の同一業務として関連性のある業務内容と認められるにもかかわらず、その業務をあえて分割してそれぞれ1者単独随意契約とされていたものが数か所見受けられた。</p> <p>これは、一連の事業として一つの業務契約とした場合、より安価な価格設定が期待されること、また市契約規則第25条の見積書の徴取規定において「なるべく2人以上の者から徴取しなければならない。」とされていることから、今後は、規則等を遵守し、安易に1者随意契約とせず、公平公正に2者以上の見積徴取を行うなど、適正な事務を執行されるよう指摘事項とする。</p>
改善措置通知日	令和 6年 3月 1 日 改善措置通知
改善措置内容	<p>今後、同一業務として関連性のある業務については、公平公正の原則に立ちより安価な価格設定が期待できるよう一つの業務としてとりまとめたうえで契約業務を行います。</p> <p>また契約に関しては、安易に1者随意契約とせず必ず2者以上の見積徴取を行うなど契約規則等の規定を遵守し、適正な事務処理に務めます。</p>
改善措置公表日	令和6年3月26日 改善措置公表

<留意事項>

- ※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は、改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。